

相談支援包括化推進員の配置

地域共生社会の実現に向けた多機関協働による課題解決の取組 (相談支援包括化推進業務)

高齢、障害、子ども、生活困窮など様々な分野の課題が絡み合い、個人・世帯単位で複雑化・複合化した課題について、相談支援包括化推進員が分野を超えた相談支援機関等相互間の連携による支援の調整（コーディネート）を行うことなどにより、多機関協働による課題解決に取り組みます。 ※支援対象やフローは次頁のとおり。

【相談支援包括化推進員（行政区に1名）の主な業務】

- 各分野の相談支援機関からの依頼を受け、地域住民の複雑化・複合化した課題について、各関係機関の役割分担や支援の方向性などを整理した包括的な支援プランを作成します。
- 各関係機関の担当者を集めた会議（重層的支援会議又は支援会議※）を開催します。この会議では、相談支援包括化推進員が作成した包括的な支援プランをもとに支援内容の調整・共有を行い、支援方針を決定します。
※ 支援会議：要支援者の同意が得られない場合に開催（法に基づく守秘義務あり）
- 重層的支援会議等で決定した支援プランに基づき、全体の支援状況のモニタリング（進行管理）を行います。（必要に応じて、支援内容に関する助言や再調整・見直しなども行います。）
- 既存サービスの活用が困難な課題（制度の狭間の課題も含む。）を抱える世帯や支援拒否案件など、必要に応じて、適切な関係機関等につながるまでの間、訪問等による直接的な支援（同行支援等）を行います。



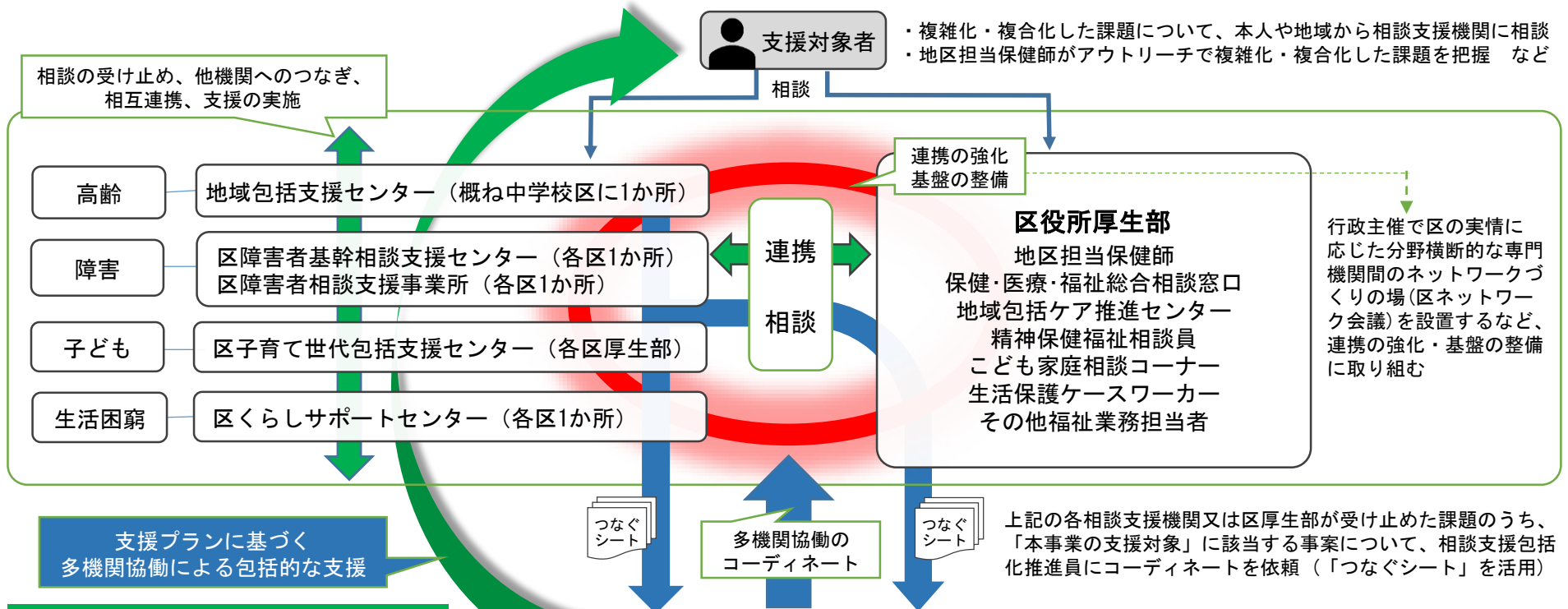
(注) この資料は、企画提案を行うに当たっての参考として業務のイメージを示すものであり、契約内容として提示するものではありません。

相談支援包括化推進員の配置

本事業の支援対象

下図の相談支援機関又は区厚生部が受け止めた課題のうち、分野を超えて複雑化・複合化した課題を抱え、支援関係機関の通常の連携体制では対応が難しく、かつ、各種支援関係機関等の役割分担や支援の方向性の整理が必要と考えられる事案

- (例)
- ・複数の分野にわたる課題の中に既存サービスの活用が困難な課題があり全体的な支援の方向性の整理が難しい
 - ・分野の異なる課題を抱えた世帯の中に支援の受入れが困難な方がいることで支援が滞っている
 - ・その他複雑な事情により複数分野の関係者が介入しているにも関わらず支援が進まない など



相談支援包括化推進員（行政区に1名）



- ① 支援対象事例に関して、情報を集約し、関係機関等の役割を整理、支援の方向性(支援プラン)を示す。
- ② 既存サービスの活用が困難な課題を抱える世帯や支援拒否案件など、必要に応じて、訪問等による直接的な支援(同行支援等)を行う。

重層的支援会議・支援会議 (随時開催：行政と共催)

- ・包括的な支援プランの支援関係者間での共有
- ・世帯全体を対象とした支援方針の決定

全体の支援状況の
モニタリング
(支援プランの進行管理)

支援の終結
(各機関による支援の
見通しがつくまで)